

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人明徳会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費を言い、報酬とは明確に区分される者とする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 役員及び評議員から報酬受給を辞退する旨申出があった場合は、報酬辞退届（別記様式）を徴し、理事長に提出するものとする。

3 前項の規定する報酬受給辞退の申出があった場合は、報酬を支給しないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬（理事長・理事・監事）
- (2) 賞与（報酬月額×ヶ月分）
- (3) 退職慰労金（最終報酬月額×在任年数×）

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第 1 に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

4 在任期間が1年未満の非常勤の役員及び評議員の報酬の額は別表第3に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第4の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月26日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第4条の規程に準じて支給)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2ヶ月以内

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、当該年度末3月中に支給する。

3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者は、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は、解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおりは数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 10 条 この法人は、この規程を持って、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補足)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別記様式（第 3 条関係）

報酬辞退届

社会福祉法人明徳会 役員及び評議員の報酬等に関する規程第 3 条第 2 項の規定により、役員及び評議員に係る報酬につきまして、受給辞退を申出ます。

平成 年 月 日

申出者

住 所

氏 名

印

社会福祉法人 明徳会 理事長 様

別表第1（非常勤の役員報酬）

役職名	報酬の額
理事長	年額 50,000 円
理事	年額 30,000 円
監事	年額 30,000 円

別表第2（評議員の報酬）

評議員	年額 30,000 円
-----	-------------

別表第3（在任期間1年未満の報酬）

在任期間 (理事長・理事・監事・評議員)	支給割合
9ヶ月以上 12ヶ月	3/3
5ヶ月以上 9ヶ月未満	2/3
1ヶ月以上 5ヶ月未満	1/3

別表第4（職員給与との併給）

役職名	報酬の額
理事長	年額 20,000 円
理事	年額 20,000 円

社会福祉法人明徳会 役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明徳会の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会・評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員の研修の参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

1日当たりの額	10,000円
---------	---------

2 前条の(4)、(5)及び(6)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人明徳会 職員旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人明徳会 職員旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。

この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(雑則)

第5条 この規程に定めない事項については、別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。